

[事案 30-273] 入院給付金支払請求

・令和元年 7 月 23 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 30-274] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

高血圧により約 3 か月間入院したため、平成 23 年 9 月および平成 29 年 6 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、約款所定の入院には該当しないとして、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院が必要な状態であったので、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 医師と相談して入院しており、入院当日の外出は、自宅の電気等を点けたままだったので、一時帰宅したものである。
- (2) 入院時は血圧も高く、強い頭痛や吐き気等の症状があり、脳内出血や合併症で命にかかわる状態であった。また、一人住まいで自宅に帰る元気もなく不安であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院は約款所定の入院には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 緊急の対応が必要で入院の必要があると医師が判断したのであれば、即日入院の診療方針を立て、外出できない状態であったと考えられるが、申立人は入院当日に外出している。
- (2) 申立人は、独歩で入院しており、救急搬送等での入院ではない。入院初日から ADL も自立しており、入院を必要とする症状あるいは生活が困難になる程度の重篤な症状があったとは言えない。
- (3) 入院中の検査内容や治療内容は、いずれも外来によって可能なものであり、「自宅での治療が困難」な状態に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款に定める入院の定義（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院等に入り常に医師の管理下において治療に専念すること）に照らし、本入院中の治療内容が入院によらなければ困難なものであったとは認められず、申立人の病状が約 3 か月間の長期入院を要するほど重篤なものであったとも認められないものの、原因の精査や経過観察等のため、一定期間の入院については客観的な合理性を欠くとは言えないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。